千葉県環境審議会水環境部会(令和7年度第1回)議事録

日時:令和7年8月27日(水)

午後2時~

場所:千葉県自治会館 9階

第1・2会議室

目 次

| 1 | 開 会 | 1 |
|---|---------------------------------------|---|
| 2 | 千葉県環境生活部次長あいさつ | 1 |
| 3 | 部会長あいさつ | 2 |
| 4 | 議 事 | 3 |
| | 審議事項 千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について (諮問) | 3 |
| 5 | 閉 会 | 9 |

1. 開 会

司会(五十嵐副課長)

それでは、ただいまから、「令和7年度第1回千葉県環境審議会水環境部会」を開催 いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます水質保全課の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び 第11条第2項の規定により、原則公開としています。本日の議題は、公開しても 公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じま すが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます。

次に本日御出席の委員の方々でございますが、お手元の委員名簿及び座席表のとおり でございます。

本日の会議の出席方法は会場出席又は WEB 出席としています。そのため、会場にいらっしゃる方々は「会場出席」、オンラインで参加いただく方々は「WEB 出席」と記載しています。

なお、住民の代表者としての委員でございますが、千葉県農業会議の前会長、小池正 昭様に代わりまして、2月7日付けで、山本義一様を新たに委員として委嘱してござい ますので、御紹介いたします。

山本委員

千葉県農業会議会長の山本義一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

司会(五十嵐副課長)

また、本日は半数以上の委員の皆様に御出席いただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

2. 千葉県環境生活部次長あいさつ

司会 (五十嵐副課長)

それでは開会にあたりまして、環境生活部次長の庄山から挨拶を申し上げます。

庄山次長

環境生活部次長の庄山でございます。千葉県環境審議会水環境部会の開催に当たりま

して、御挨拶申し上げます。委員の皆様には、大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政に御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議事項は、「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」の1件でございます。本件については、令和7年10月末を期限として、一部の施設に硝酸性窒素等の暫定排水基準を設定しているところですが、排水実態調査の結果などを踏まえ、排水基準の変更を行おうとするものです。工場・事業場に対する排水規制は、水質環境基準の達成・維持に欠かすことのできない、重要な施策のひとつでありますので、本日は、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。よろしくお願いします。

3. 部会長あいさつ

司会(五十嵐副課長)

次に、佐々木部会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

佐々木部会長

部会長を仰せつかっております東京大学の佐々木です。よろしくお願いいたします。 暑い日が続いていますが、御参加いただきありがとうございます。

本日の議題は、環境保全条例に基づく排水基準の変更であり、これは国の制度の見直 しにあわせて変更することになるかと思いますが、何かお気づきの点等ございましたら。 忌憚のない御意見をいただければと思います。

それから、今日は何の日かご存じでしょうか。たまたま私も知りましたが、世界湖沼の日だそうです。これは去年の12月に国連で決まった新しい日で、今日が初めての記念すべき日ということです。なぜ今日になったのかと思ったら、世界湖沼会議が滋賀県で、1984年のこの日に始まったということが由来のようです。

実際に滋賀県等がコミットしているようですが、千葉県は印旛沼や手賀沼など、同様 に色々な課題を抱えている湖沼があるため、これを機に湖沼について議論をされるとよ いのではないかなと思っています。

湖沼の日でも言われていますが、気候変動の影響で海も環境変化が大きいですが、淡水の環境も大きく変わっていることがあるかと思います。また、外来水生植物による影響なども、色々ありそうだということも聞いていますので、今後、議論になると思っている次第です。世界湖沼の日を紹介させていただきました。

それでは議事を進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議事

司会 (五十嵐副課長)

どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきますが、千葉県行政組織条例第33条の規定により、部会長が会議の議長を務めることとされております。

以降の議事進行につきましては、佐々木部会長にお願いしたいと存じますので、よろ しくお願いいたします。

佐々木部会長

それでは、議長をつとめさせていただきます。議事の進行につきまして、御協力を よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を私に御一任いただきたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、山中委員と中村委員にお願いをしたいと存じます。 どうぞよろしくお願い いたします。

さっそく、議事に入ります。本日の議題として、1件の審議事項がございます。「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」、御審議をお願いいたします。

それでは、審議事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

審議事項

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について

佐久間副課長

それでは、今回の諮問事項となる、「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」、お手元の資料1により、1ページにございます項目の順に説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。本日の議題の概要でございます。千葉県環境保全条例では、牛房施設及び鶏舎等からの排出水に対し、排水基準を定めています。通常、一般排水基準と呼んでいるものです。排出水中のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、以降、硝酸性窒素等と言わせていただきますが、この排水基準については、令和7年10月31日まで、暫定排水基準を適用しています。ここで、暫定排水基準について補足させていただきますと、※2に記載のとおり、一般排水基準を直ちに達成することが技術的に困難等な業種等については、暫定的に、緩やかな基準値と

なる暫定排水基準を、期限を定めて設定しております。令和7年11月1日以降、この 暫定排水基準を一般排水基準へ移行することとしたく、今回、御意見をいただきたいと 思います。

なお、参考としてですが、国の動向として、水質汚濁防止法の特定施設である牛房施設に係る硝酸性窒素等の排水基準については、排水基準の調査結果や適用可能な処理技術を考慮し、令和7年7月1日に暫定排水基準から一般排水基準に移行されています。

3ページ目を御覧ください。事業場等からの排水を規制している法律や条例等の関係性を簡単に説明いたします。

1つ目は、国が定める法律となる「水質汚濁防止法」ですが、右上の四角部分です。この法律では、全国一律の排水基準が定められております。

2つ目は水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例についてですが、右側の真ん中の四角の部分となります。いわゆる「上乗せ条例」と呼ばれるもので、都道府県が、 法律の一律排水基準にかえて、上乗せ条例によって、より厳しい基準を定めるものです。

3つ目は、いわゆる「横出し規制」と呼ばれるもので、法で規制の対象としていない 事業場について、条例により対象とする施設や排水基準を定め、規制するものです。本 県では「千葉県環境保全条例」で規制しております。

今申しあげた、3つの法令等の関係性をイメージしたものが、左側の円柱形の図となります。まず、水質汚濁防止法という法律により一般排水基準が定められ、その一般基準よりも厳しい基準を、県独自の条例で定めているというのが、左側の上下に積み上げた円柱のイメージです。

これに加え、水質汚濁防止法では規制の対象としていない施設を、千葉県環境保全条例で規制するという、いわゆる横出し規制というのをイメージしているのが右側の円柱です。この3つの法令等の関係性について、イメージいただけたと思いますが、今回、御審議いただくのは、この千葉県環境保全条例で横出し規制をしている部分の排水基準となります。

4ページ目を御覧ください。千葉県環境保全条例の概要となります。先程の説明と重複しますが、県では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法に基づく排水規制に加え、千葉県環境保全条例及び同条例施行規則において、法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設を特定施設と定め、法に準じた排水基準を設定しています。具体的に申し上げますと、この条例で特定施設としているものは、点線で囲っている箇所に示しているものとなります。個々の施設についての説明は省略させていただきますが、今回御審議いただくのは、赤字で示している、畜産農業又はサービス業の用に供する施設のうち、牛房施設及び鶏舎の排水基準となります。

5ページ目を御覧ください。水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例を比較したものです。左側が水質汚濁防止法、右側が千葉県環境保全条例の概要を示しています。資料の左側、水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する101種類の施設を、特定施設として規定しております。右側の千葉県環境保全条例は、法より小規模な施設や法では規制していない施設を条例で規定し県独自の排水規制を行っています。赤の点線枠の畜産農業等施設については、施設種類の詳細を示しています。法では畜産農業等施設は3つ規

定されており、1ポツの牛房施設については、牛房の総面積が200 m以上を対象としていますが、条例では牛房の総面積が100~200 mを対象としています。

同様に、2ポツの馬房施設については、法は馬房の総面積が500 m以上を対象としていますが、条例では馬房の総面積が $100 \text{ m}^2 \sim 500 \text{ m}^2$ を対象としています。

続いて法の3ポツは豚房施設ですが、こちらは豚房の総面積が50㎡以上と、小規模な施設も法の対象であることから、条例では規制していません。一方で、条例の3ポツは鶏舎であり、こちらは法では規制されておらず、県独自に横出し施設として、鶏の飼養羽数が1,000羽以上の鶏舎について規制しているものです。

次に、排水の基準についてですが、排水基準が定められている物質の項目は複数ありますが、硝酸性窒素等の排水基準について申し上げます。法では牛房施設及び馬房施設は一般排水基準 100mg/L が設定されていますが、豚房施設は一般排水基準を直ちに達成することが技術的に困難であることから、暫定排水基準 400mg/L が設定されています。

なお、牛房施設は令和7年7月1日に暫定排水基準から一般排水基準に移行されたところです。従前は 300 mg/L という暫定基準値が適用されていました。一方、条例では、馬房施設については、既に一般排水基準を適用していますが、牛房施設及び鶏舎については、現在、暫定排水基準を設定しており、それぞれ 300 mg/L、500 mg/L としているところです。

6ページ目を御覧ください。千葉県環境保全条例に係る排水基準の変更案です。現行の欄に記載のとおり、硝酸性窒素等に係る排水基準について、先程、説明させていただいたとおり、現在、牛房施設及び鶏舎には暫定排水基準が設定されております。変更案は、赤枠の赤字のとおり、牛房施設及び鶏舎について、一般排水基準である 100mg/L に移行しようとするものです。現行の暫定排水基準の適用期間は令和7年10月31日までのため、11月1日から一般排水基準を適用したいと考えております。

7ページ目を御覧ください。畜産農業等施設に係る排水実態の調査結果です。直近10年間における立入検査結果等を整理したものです。牛房施設及び鶏舎について、排水の可能性のある事業場計47事業場延べ94回立入検査を実施しました。排水が確認された11事業場延べ30回の濃度測定を実施したところ、硝酸性窒素等は一般排水基準100mg/Lに適合する結果でした。具体的には、表に記載のとおり、牛房施設は20事業場延べ38回立入検査を実施し、採水ができたのは4事業場延べ6回であり、測定結果は0.3mg/L~24mg/Lと一般排水基準100mg/Lを下回る結果でした。鶏舎については、27事業場延べ56回立入検査を実施し、採水ができたのは7事業場延べ24回であり、測定結果は0.6mg/L~64mg/Lと、こちらも一般排水基準100mg/Lを下回る結果でした。これらの結果から、基準値を現在の暫定排水基準から一般排水基準に移行しても、施設の適切な維持管理により排水基準を遵守できると考えています。

8ページ目を御覧ください。今回の排水基準値の見直しにあたり、具体的に条例等の条文をどのように改正するのか、といったところでございます。ここにお示ししたのは、千葉県環境保全条例施行規則の抜粋となります。施行規則の附則では、経過措置として「この規則の施行の日から令和七年十月三十一日までの間」と暫定排水基準の期限が明示されていることから、期限経過後は一般排水基準に移行することになりますので、条

例等の文言を改正することなく、令和7年11月1日以降は一般排水基準が適用される ことになります。従いまして、排水基準の見直しにあたり、条例等の条文を具体的に改 正する箇所はございません。

9ページ目を御覧ください。今後のスケジュール等となります。本日、御審議いただき承認を得られましたら、環境審議会から答申をいただき、10月に事業者への周知を行いたいと考えています。そして、11月1日に一般排水基準へ移行となります。なお、規則の改正を伴わないため、パブリックコメントは行いません。

10ページ目を御覧ください。ここまで、法律や条例等の関係性を含め、様々な説明をさせていただきましたが、本日、御審議いただきたい事項を、改めて、端的に整理しますと、千葉県環境保全条例施行規則で定めている排水基準の一部を変更したいというものです。具体的には、本年10月31日までは、牛房施設については300mg/L、鶏舎については500mg/L が暫定排水基準として適用されていますが、11月1日からはどちらも一般排水基準となる100mg/L へ移行するということです。

以上で、諮問事項 千葉県環境保全条例の排水基準の変更についての説明を終了させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

佐々木部会長

御説明ありがとうございました。それではただいまの御説明について、御質問や御意見などがありましたらお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。

廣沢委員お願いします。

廣沢委員

千葉県漁業協同組合連合会の廣沢です。審議事項が硝酸性窒素等ということで、少し 科学的なことを教えてください。この硝酸性窒素等が排出された場合、あるいは基準値 の超過されたものが公共用水域に排出された場合、どのような影響を及ぼす可能性があ りますか。また、排出されたものが環境に蓄積されることがないのかどうか、お答え願 います。

佐久間副課長

硝酸性窒素等に関する御質問ですが、硝酸性窒素等は体内に入ると、酸素を運ぶへモグロビンと結合して、メトヘモグロビンになります。このメトヘモグロビンには酸素を運ぶ力がないため、体内の酸素が不足し、細胞が窒息して、メトヘモグロビン血症が起き、頭痛やめまい、呼吸困難、意識障害などの症状を起こすといわれています。特に硝酸性窒素等による影響は、抵抗力の弱い乳幼児に対して懸念されているという性質の物質です。

蓄積等については、そのような性質のものではありませんが、例えば飲んだりして体内に入ると、そういった症状を引き起こすというものです。

廣沢委員

自然界に排出されても、蓄積はされないとの認識でよいでしょうか。

佐久間副課長

基本的には川や海へ流れていきますが、蓄積されていくということではありません。

佐々木部会長

硝酸性窒素は、例えば海域に入ればいわゆる栄養塩のため重要な窒素源ですが、濃度 が高いと健康への影響があるため規制されているということです。

他はいかがでしょうか。

中村委員お願いします。

中村委員

数値には異論はなく、ちょっと教えていただきたいものです。現在の基準は 300 mg/L、500 mg/L ですが、P7の立入検査では $0.3 \sim 24 \text{mg/L}$ 、 $0.6 \sim 64 \text{mg/L}$ と記載されており、すごく数値が低いと感じます。これはすごく努力をされたとか、事業者に対し指導されたとか、堆肥化して農地還元するといった仕組みができたのか、数値が低い背景が何かあれば教えてください。

佐久間副課長

畜産施設からの排水は家畜のふん尿等に由来するものですが、一般的には、家畜のふん尿は堆肥として利用されている状況です。施設からの排水は、量はあまり多くないのが一般的です。そういった中で、どうして濃度が低いのかというのは、事業者の施設の状況や、排水処理施設の管理状況、採水の状況などの色々な要因があり、なぜ数値がそこまで低いのか、正確な分析はできていませんが、排水処理施設の設置などの取組において、現在の基準レベルまで維持できる状況にあると理解しています。

佐々木部会長

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。 廣沢委員お願いします。

廣沢委員

先ほどの説明で、今回の基準変更にあたり調査されたということでしたが、通常はモニタリング等されていますか。

佐久間副課長

先ほどの立入検査の結果についての御質問だと思いますが、水質汚濁防止法や千葉県環境保全条例に基づく立入検査は、抜き打ちで事業場へ行き、県で採水して分析をし、 基準を遵守しているか確認しています。この立入検査の結果が、先ほど申し上げた結果 です。

佐々木部会長

ありがとうございました。オンライン参加の委員の皆様はいかがでしょうか。

それでは、特段の問題はないことかと思います。条例も変更することなく、自動的に 厳しくなるということで、予定どおりであるかと思います。

御意見がないようであれば、決議に進みたいと思います。「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」につきまして、事務局から提案のあった内容をもって適当と認めることに、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは御異議がないようですので、原案のとおり認めることといたします。

佐々木部会長

それでは次に、事務局からその他として、説明事項等がありましたら、よろしくお願いします。

田中課長

水質保全課長の田中です。本日は熱心な御審議を賜り、ありがとうございました。 千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更につきましては、本日御承認いただきま したので、今後、審議会長からの答申の後、所要の手続きを進めてまいります。

それから、先ほど佐々木部会長から世界湖沼の日の話がございましたが、本日、県からメッセージの発信を行っています。これは滋賀県が中心となり、47都道府県が一斉に世界湖沼の日について発信しているものですので、紹介させていただきます。

次回は、10月27日月曜日の開催を予定しております。御審議いただく内容としては、「地盤沈下防止細目協定改定に係る基本方針(案)」についてです。

また、特別委員を除く委員の皆様は9月6日までが任期となっています。改選後の審議となりますが、続けていただける方につきましては、よろしくお願いいたします。 私からは以上です。

佐々木部会長

ただいま、事務局から今後の審議事項について、説明がございました。開催日程については、次回は令和7年10月27日に開催予定とのことでありますので、よろしくお願いします。それでは、進行を事務局にお返しします。

5. 閉 会

司会(五十嵐副課長)

御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議 会水環境部会を終了いたします。ありがとうございました。